

# 模倣品・海賊版の撲滅に向けた取組について

## Japan's Strategy to Combat Counterfeiting and Piracy



嶋野 邦彦\*  
Kunihiko SHIMANO

**抄録** 模倣品・海賊版による被害は、経済上の損失に留まらず、消費者の健康や安全上の脅威になるなど深刻さを増している。模倣品・海賊版の撲滅に向けた我が国の取組を、海外市場対策を中心に紹介する。

### はじめに

2006年6月8日、首相官邸で開催された知的財産戦略本部会合において、知的財産推進計画2006(以下、「推進計画」という。)が決定された。推進計画では、知的財産の創造、保護、活用、コンテンツ及び人材育成の各分野に関し、375項目に及ぶ施策が盛り込まれている。その中でも、模倣品・海賊版対策は重要な施策の柱に位置づけられている。本稿では模倣品・海賊版対策の進捗状況と、推進計画に盛り込まれた施策のポイントを、海外市場対策を中心に、水際の取組や国内市場対策も含めて紹介する。なお文中の意見にわたる部分は私見である。

### 1. 被害の状況

模倣品・海賊版による被害を正確に見積もることは困難であるが、2004年5月にWCO(世界税関機構)とインターポール(国際刑事警察機構)の主催で開催された第1回世界模倣品撲滅会議において、全世界の模倣品取引は、推計で年間5,000億ユーロ(約70兆円)に上ることが報告されている<sup>1</sup>。また、特許庁が平成16年2月にとりまとめた

「模倣品被害の経済的影響に関する分析調査」<sup>2</sup>によると、中国・台湾・韓国・タイの四カ国における我が国企業の年間の模倣品被害は利益ベースで1兆153億円、売上ベースで約18兆円と推計されている。

対象となる商品は、かつては音楽CDの海賊版や、靴・時計等の有名ブランド品の商標を侵害する物品が主流であったが、現在では先端技術を含めた幅広い分野の工業製品の特許権を侵害する物品も流通している。

侵害物品が多様化・高度化するにつれ、被害は深刻化している。権利者等の経済上の損害に加え、食品・医薬品などの模倣品による健康上の悪影響や、航空機・乗用車などの輸送機器のパーツの模倣品による安全上の問題が危惧されている。さらに、模倣品・海賊版の製造・販売はリスクが低い反面で高いリターンが望めることから、組織犯罪の温床やテロ・グループの資金源になっているとの指摘もなされている。

\* 内閣官房知的財産戦略推進事務局 参事官  
Counselor, Secretariat of Intellectual Property Strategy  
Headquarters, Cabinet Secretariat

## 2. 海外市場における対策

### (1) 取組の概要

模倣品・海賊版の被害は、特に海外市場において深刻化している。欧州委員会の報告<sup>3</sup>によると、模倣品・海賊版の多くはアジア地域で製造され、それが世界各地に流通し、消費されている。

このような状況に対処するため、G8サミット、APECなどの国際会議の場において首脳レベルで模倣品・海賊版対策の重要性が強調され、対応策が議論されている。また、米国、EUなど、先進諸国においては、模倣品・海賊版対策の強化を高いレベルで決定し、公表している。我が国は、国際的フォーラムにおいて主導的な役割を果たすとともに、米国、EUなどと連携して、模倣品・海賊版の問題が深刻化している地域に対する対策強化の働きかけを行い、あわせて、これらの地域における関係機関の能力構築のための支援を行っている。

以下に我が国の具体的な取組を紹介する。

### (2) 模倣品・海賊版対策加速化パッケージ

海外における模倣品・海賊版対策を強化する政府の行動計画として2004年12月16日に模倣品・海賊版対策加速化パッケージ<sup>4</sup>が知的財産戦略本部で決定された。同パッケージには、知的財産権の海外における侵害状況調査制度の整備、在外公館の機能強化、侵害発生国の能力構築支援、当局間の連携強化、二国間協議による海外市場対策、多国間協議による海外市場対策などが、盛り込まれている。

同パッケージは、我が国の海外市場対策のベースとなるものであり、その中に盛り込まれた施策は、その後の推進計画に反映され、速やかに実行に移されている。

### (3) 侵害発生国・地域での取組

#### ① 在外公館の機能強化

模倣品・海賊版対策は、外交政策上の課題の一つとして取組が進められており、2004年7月、外務省経済局に知的財産権侵害対策室が設置された。同室において、2005年3月に、在外公館向けの知財権侵害対策マニュアルが作成され、同時に全在外公館において知財担当官が指名された。

在外公館及び日本貿易振興機構（JETRO）等の海外事務所では、互いに連携しつつ侵害事件に関する対応方法や手続に関する助言、調査会社の紹介などの具体的な支援を行っている。

#### ② コンテンツ海外流通マーク（CJマーク）の活用

コンテンツ海外流通促進機構（CODA）では、2005年1月からCJマークに基づく侵害対策活動を香港、台湾等において実施している。このスキームは、各国においてCJマークの商標権を取得し、我が国のコンテンツの純正品にCJマークを付与することによって、海賊版DVD、CD等が出回った際には、著作権侵害に加え、商標権侵害としても取り締まりを図れるようにしたものである。

CODAが主体となった取組の結果、2005年4月から2006年3月までの間に香港、中国、台湾において515人が逮捕され、DVD、CDなど228万枚が押収されている。

#### ③ 侵害状況調査制度の活用

2005年4月に発足した侵害状況調査制度<sup>5</sup>は、我が国の企業等の知的財産権が、海外における制度あるいは運用上の問題によって適切に保護されていない場合に、企業等の申立に基づいて政府が侵害の状況を調査し、必要に応じて相手国との二国間協議やWTO紛争解決手続等に基づき解決を図るものである。

本制度が活用された例として、香港において世界的に著名な商標が無断で第三者の商号として登記され、中国で生産・販売される商品や宣伝に利用されるなどの被害があるとして、2005年4月に調査の申立がなされた。その調査結果を受け、同年11月より香港の制度改善を求めて我が国と香港との間で協議が行われている。

#### (4) 欧米との連携強化

##### ①EUとの連携

2004年6月に開催された日・EU定期首脳協議において、「アジアにおける知的財産権の執行に関する日・EU共同イニシアティブ」<sup>6</sup>が合意された。同イニシアティブは、アジア諸国の模倣品や海賊版対策の進捗状況のフォロー、技術協力の計画に関する情報交換、アジア地域における知的財産権の執行強化の促進と模倣品・海賊版対策についての意識の向上のための日・EU間の取組強化などを内容としたものである。同イニシアティブに基づき、日・EU間で情報交換が進められ、また、中国において日・EU・中共同のセミナーが実施された。

2005年5月の定期首脳協議では、同イニシアティブを更に推進することが合意され、さらに、2006年4月の首脳協議では、模倣品・海賊版の拡散防止のための国際的な法的枠組み構想（模倣品・海賊版拡散防止条約）に関する対話など、模倣品・海賊版対策を含む知的財産関連問題に関する緊密な対話を継続することが合意されている。今後も、首脳・閣僚レベルをはじめとした協議を活用して、EUとの連携を強化するとともに、仏国など特に模倣品・海賊版対策に力を入れている欧州各国との連携強化が求められている。

##### ②米国との連携

2006年6月の日米首脳改題において日米同盟の成果と方向性を謳った共同文書「新世紀の日米同

盟」<sup>7</sup>が発出された。その中で、知的財産の保護と取締の強化が盛り込まれている。米国は、経済上あるいは外交政策上の最も重要なパートナーであり、知的財産に関する両国の具体的な協力関係を明らかにする共同文書の作成、模倣品・海賊版拡散防止条約の早期実現に向けた具体的な検討の実施、侵害国に対する共同の働きかけなど、両国間の模倣品・海賊版対策に関する一層の連携強化が必要とされている。

#### (5) 多国間の取組

##### ①G8サミット

2004年以降、模倣品・海賊版対策は検討課題の一つとして取り上げられるようになった。2004年6月のシーアイランド・サミットでは、議長総括<sup>8</sup>において、知的財産の不正使用及び海賊版と戦う必要性が言及された。

2005年7月のグレンイーグルズ・サミットでは、知的財産権の海賊行為・模倣行為の削減のための行動に関する声明である「より効果的な執行を通じた知的財産権の海賊行為及び模倣行為の削減」<sup>9</sup>が発出されている。

2006年7月のサンクトペテルブルグ・サミットでは、知的財産に関する成果文書である「知的財産権の海賊行為及び模倣行為との闘い」<sup>10</sup>が採択された。この中で、G8各国が取り組むべき具体的な措置として、(ア)知的財産の確保や執行のための制度・手続きの情報を提供するウェブサイトの作成、(イ)OECDによる模倣品・海賊版の経済的影響の分析の促進、(ウ)WIPO（世界知的所有権機関）、WTO（世界貿易機関）、OECD（経済協力開発機構）、インターポール及びWCOとの協力による途上国の能力構築支援計画の策定・実行、(エ)税関間の協調や執行情報・ベストプラクティスの交換を通じた国境における執行の改善、(オ)深刻かつ組織的な知的財産犯罪と闘うため

のG8各国による協力行動改善を目的とする勧告の準備、(カ)知的財産権の執行に関する国際的な法的枠組の強化の可能性の研究、の6点が盛り込まれている。

## ②APEC（アジア太平洋経済協力会議）

2005年6月のAPEC貿易担当大臣会合において、我が国、米国及び韓国が提案した「APEC模倣品・海賊版イニシアティブ」<sup>11</sup>が承認された。

同イニシアティブは、模倣品・海賊版取引の削減、インターネット上の知的財産権侵害の削減、模倣品・海賊版を阻止するための協力の強化、模倣品・海賊版対策実施の強化のための能力構築を内容としている。

同イニシアティブの具体的な取組として、3つのガイドライン、すなわち、模倣品・海賊版取引削減ガイドライン、不正な複製防止ガイドライン、インターネット上の模倣品・海賊版販売防止ガイドラインが作成され、2005年11月の釜山での閣僚会合でその内容が合意された。

2006年6月の貿易担当大臣会合では、同イニシアティブの更なる推進と、効果的な知的財産権の公衆周知及びサプライチェーンに関するガイドラインの作成に係る作業の継続が合意されている<sup>12</sup>。

## ③OECD

OECDでは、2005年から模倣品・海賊版対策プロジェクトが進められている。同プロジェクトでは、模倣品・海賊版による被害の実態や経済に対する影響を調査・研究している。模倣品・海賊版の被害は、その性格上、規模を正確に把握することが極めて難しいことから、信頼性の高い分析が望まれており、同プロジェクトに対する期待は高い。我が国は、必要とされる情報の提供や検討への参加とともに、資金面でのサポートを行うなど、同プロジェクトに貢献している。

## ④世界模倣品・海賊版撲滅会議

世界模倣品・海賊版撲滅会議は、模倣品・海賊版問題についての共通の理解を醸成するとともに、政府と民間が協力して模倣品・海賊版の効果的な対策を図ることなどを目的とし、WCO及びインターポールの主催により開催されている。

第1回は、2004年5月に開催され、その中で上述のように、世界の模倣品・海賊版取引は年間5,000億ユーロにのぼることが指摘された。

第2回は、2005年11月に開催され、我が国から模倣品・海賊版拡散防止条約構想について説明し、同構想にも言及したリヨン宣言<sup>13</sup>が発出された。

## (6) 能力構築の支援

侵害発生国に対しては、それらの国において、知財制度の改善、審査の迅速・的確化、権利行使に関する手続きの簡素化・透明化などを促し、円滑な権利の取得と実効性の高い侵害対策の実現を図ることが必要である。そのような観点から、JICA（国際協力機構）、JETRO（日本貿易振興機構）、WIPOなどの行う様々なスキームを活用して、侵害発生国に対して人材育成や情報化に関する支援が行われている。

また、これらの取組を効果的かつ戦略的に実行するため、2005年6月、関係8省庁による模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議において「知的財産保護協力・能力構築支援戦略」<sup>14</sup>が決定されている。

## (7) 模倣品・海賊版拡散防止条約の提唱

模倣品・海賊版対策に関する各国の制度上あるいは運用上のレベルを向上するためには、いくつかのアプローチが考えられる。

第1に、条約などによる法的義務を課すのではなく、対象国のインセンティブあるいはポテンシ

ヤルを高めることにより、自発的な保護レベルの向上を促す方法である。その一環として例えば、円滑なエンフォースメントを実現するために有用なガイドラインの作成や、制度立案やエンフォースメントの実行を行う担当者の能力向上のための研修の実施などの取組が行われている。

第2に、国際的な法的枠組みを強化する方法である。知的財産に関する現行の包括的な条約であるTRIPS協定は、エンフォースメント（権利行使）に関する規定が盛り込まれるとともに、紛争処理メカニズムが定められていることから作成当初は大きな期待が寄せられていた。しかしながら、エンフォースメントに関する規定の内容が必ずしも十分ではない、あるいは、模倣品・海賊版問題に関して協定違反が疑われている締約国に対する紛争処理が現実には行われていないなど、実効性の限界が指摘されている。したがってこのTRIPS協定の改正、あるいは新たな条約の作成を図り、侵害発生国をその法的枠組みに組み込んで、法的拘束力によって保護レベルの向上を求めようとするものである。

各先進国は、それぞれ独自の戦略に基づいて、第1及び第2のアプローチを組み合わせ、あるいは使い分けることにより、侵害発生国に対する働きかけを行っている。我が国は、上述したように、侵害発生国の担当者等の能力構築の支援、APECの模倣品・海賊版の削減のためのガイドラインの作成への貢献などの取組を進めるとともに、新たな国際的法的枠組（模倣品・海賊版拡散防止条約）の作成を提唱し、その実現を図っている。

本条約構想は、当初より我が国が他の先進諸国をリードする形で議論が行われている。

まず、推進計画2005（2005年6月10日知的財産本部決定）では、「模倣品・海賊版の拡散防止を明確な国際規範とする条約を提唱し、早期にその実現を目指す」ことが盛り込まれた。

2005年7月のグレンイーグルズ・サミットでは、小泉内閣総理大臣から模倣品や海賊版の拡散防止を国際約束として締結する必要性が提唱された。さらに、2005年10月及び2006年3月に開催されたG8知的財産専門家会合では、我が国から条約のコンセプトを提案し、検討が行われた。

ここで、我が国の提案における基本的な考え方は、模倣品・海賊版をその製造、流通、消費の三つの観点から防止するというものである。

上述のように、サンクトペテルブルク・サミットで採択された「知的財産の海賊行為及び模倣行為との闘い」では、G8専門家に対して知的財産権の執行に関する国際的な法的枠組の強化の可能性を研究することが指示されている。

今後、我が国には、条約の作成に向けた具体的な取組が求められている。そのため、米・仏などの模倣品・海賊版対策に力を入れている国々と協力しつつ、条約に含めるべき項目の検討や条約案の作成などの作業を加速化する必要がある。

### 3. 水際及び国内市場における対策

#### (1) 水際対策の強化

知的財産を侵害する物品を税関において有効に取り締まるため、特にこの数年の間に関税率法及び関税法の度重なる改正が行われ、対策の強化が図られている。

##### ①輸入申立制度の対象の拡大

2003年4月、輸入差止申立制度（知的財産の権利者が、自己の権利を侵害すると認める物品が輸入されようとする場合に、税関長に対し、認定手続きを執るべきことを申し立てる制度。従前は商標権及び著作（隣接）権の侵害物品が対象。）の対象に、特許権、実用新案権、意匠権及び育成者権を侵害する物品が加わった。

## ②関係省庁に対する意見照会制度

2003年4月、特許庁への意見照会制度（特許権，実用新案権，意匠権に係る物品の輸入差止申立を行っている申立人が，申立てに係る貨物についての認定手続きの際に，税関長に対し，特許庁長官への技術的範囲等に関する意見照会を行うことを求める制度。）が導入された。

2005年4月には，育成者権を侵害するおそれのある物品の認定手続きにおける農林水産省への意見照会制度が導入された。

2006年3月には，不正競争防止法で輸入が規制されている周知商標の混同を惹起する物品，著名表示を冒用する物品，形態模倣品が輸入差止申立制度の対象に追加されるとともに，経済産業省に対する意見照会制度が導入された。

## ③輸出取締制度

知的財産権各法において，模倣品・海賊版の拡散を防止するため，その輸出を権利侵害とする制度改正が行われている。それとともに，関税法規においても輸出を取り締まる制度が導入されている。

2006年6月，育成者権を侵害する物品の輸出取締制度が導入された。

2007年1月からは，特許権，実用新案権，意匠権，商標権を侵害する物品及び不正競争防止法上の周知商標との混同を惹起する物品等が輸出取締の対象とされる予定である。

## ④有識者への意見照会制度

2006年4月，特許権，実用新案権，意匠権，商標権及び著作（隣接）権，育成者権を侵害する物品，あるいは周知商標との混同を惹起する物品等不正競争防止法に違反する物品の輸入差止申立に関し，有識者（専門委員）の意見照会を可能とする制度が導入された。なお，育成者権を侵害す

る物品又は不正競争防止法に違反する物品を除き，認定手続きにおいても有識者に対する意見照会が可能である。

輸出に関しても，取締制度の導入に伴い，2006年6月より有識者の意見を聴く制度が導入されている。

## (2) 国内市場対策

### ①インターネットオークション対策

IT技術の発展に伴い，インターネットを利用した物品の流通が促進されている。それにともない，インターネットを用いて模倣品・海賊版が売買される問題が顕在化している。特に，インターネットオークションを用いた物品の売買が盛んになる中で，出品物の中に模倣品・海賊版が多く含まれていることが指摘されており，その対策が進められている。

2005年7月，大手のオークション事業者3社により，模倣品・海賊版の排除を目的とした自主的ガイドラインが策定された。同ガイドラインに基づく取組の結果，2005年8月以降，主要オークションサイト上の有名ブランドの模倣品汚染率が大幅に改善されている。

2005年12月，権利者・権利者団体とオークション事業者が連携して侵害防止策を検討・実施するため，「インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会」が設立された。2006年4月，同協議会より，(ア)出品者情報の開示に係わる制度，(イ)インターネットオークション事業者による出品者情報の取得，(ウ)インターネットオークション事業者の自主削除を強化する方策，(エ)権利者とインターネットオークション事業者の共同啓発活動，の4点に関し，対応策の検討と実施を求める報告書<sup>15</sup>が作成された。

2006年2月1日，経済産業省は「電子商取引等に関する準則」を改訂・公表した<sup>16</sup>。特定商取引法

では物品の販売を個人が行う場合と業者が行う場合を区別しており、業者が行う場合は名称、住所、電話番号などを表示することを求めている。準則の改訂では、インターネットオークション上で模倣品・海賊版を扱う業者が個人を騙って出品することを排除するため、「販売業者」の判断基準を明確化した。この判断基準は、基本的には、上述の大手オークション事業者の自主的ガイドラインと同様の内容を定めたものである。

また、インターネットオークションを利用した知的財産権侵害事犯を効果的に取り締まるため、2005年度より、悪質な出品者についての情報を権利者、オークション事業者及び取締機関が共有するスキームが構築され捜査に活用されている。

このように、権利者、オークション事業者、取締機関及び政府担当部局が連携しつつ対策を強めているところであるが、今後ますます侵害の手口が巧妙化・悪質化することが予想され、運用強化による対策には限界が生ずる可能性がある。したがって、将来に向け、制度面からも対策を検討することが求められている。

## ②相談体制の強化

政府内で模倣品・海賊版の対策を行っている部局は多岐にわたっている。そのため、被害を受けた企業等から、どこに相談をすれば良いのかわからない、あるいは、複数の省庁に関係する問題に対して総合的に対応する部署を設けて欲しいといった指摘がなされていた。かかる指摘を受け、2004年8月、経済産業省製造産業局模倣品対策・通商室に政府の一元的相談窓口として「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」<sup>17</sup>が開設された。総合窓口では、企業等からの相談に対応するとともに、知的財産の海外における侵害状況調査制度を担当している。また、関係府省の協力のもと、業務内容を報告するための総合窓口年次報告書<sup>18</sup>を作成して

いる。

地域においても、相談窓口が開設されている。例えば、東京都知的財産総合センター<sup>19</sup>や大阪府立特許情報センター<sup>20</sup>などでは、模倣品・海賊版による被害相談を含め、知的財産に関するあらゆる相談に対応している。

また、中小企業向けの相談窓口として、2006年7月、全国の商工会議所・商工会に「知財駆け込み寺」<sup>21</sup>が設置された。

## ③消費者への普及・啓発活動

2004年に内閣府が実施したアンケート<sup>22</sup>によると、我が国の消費者のうち46.9%が模倣品・海賊版の購入を容認している。特に20～30代では、60%以上の人が容認しているとの結果が得られている。

模倣品・海賊版を容認し購入する消費者が存在する限り、それを撲滅することはできない。したがって、模倣品・海賊版は社会悪であり、その購入が深刻な問題を助長していることについて、消費者の認識を深めることは重要な課題である。関係省庁は、ポスターの作成や空港におけるキャンペーン活動、シンポジウムの開催をはじめ、様々なメディアを通じて消費者に対する普及啓発活動を行っている。

## おわりに

模倣品・海賊版に関する我が国の取組を推進計画に盛り込まれた事項を中心に紹介した。施策は多岐にわたるが、それぞれに単独で取り組むのではなく、それらの施策を戦略的に組み合わせて総合的に対応を図ることが重要である。そのため、官民及び省庁間の連携が不可欠であり、国際的には、先進国間、あるいは先進国と侵害発生国との間の協力が求められている。

模倣品・海賊版を防止するため、様々な取組が進められており、少しずつ効果を上げているとこ

ろであるが、その撲滅のため、引き続き関係者の粘り強い取組が必要とされている。

注)

- 1 The First Global congress on Combating Counterfeiting  
<http://www.anti-counterfeitcongress.org/wco2004/website.asp?page=declaration>
- 2 「模倣品被害の経済的影響に関する分析調査」特許庁2004年2月  
[http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/kanren/pdf/16mohou\\_bunseki/a.pdf](http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/kanren/pdf/16mohou_bunseki/a.pdf)
- 3 [http://europa.eu.int/comm/trade/issues/sectoral/mk\\_access/docs/3maswrkshp2b.pdf](http://europa.eu.int/comm/trade/issues/sectoral/mk_access/docs/3maswrkshp2b.pdf)
- 4 模倣品・海賊版対策加速化パッケージ  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/051216mohou.pdf>
- 5 侵害状況調査制度  
<http://www.meti.go.jp/policy/ipr/jyoukyoutousa/jyoukyoutousa.html>
- 6 アジアにおける知的財産権の執行に関する日・EU共同イニシアティブ  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/shuno13/asia\\_cz\\_k.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/shuno13/asia_cz_k.html)
- 7 「新世紀の日米同盟」2006年6月29日  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s\\_koi/cnd\\_usa\\_06/ju\\_doumei.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_koi/cnd_usa_06/ju_doumei.html)
- 8 シーアイランド・サミット議長総括  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/seaisland04/g\\_soukatsu\\_z.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/seaisland04/g_soukatsu_z.html)
- 9 より効果的な執行を通じた知的財産権海賊行為及び模倣行為の削減  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/gleneagles05/s\\_07.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/gleneagles05/s_07.html)
- 10 「知的財産権の海賊行為及び模倣行為との闘い」2006年7月16日  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/saintpetersburg06/07.html>
- 11 APEC模倣品・海賊版イニシアティブ  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/2005/m\\_kaizoku\\_guide.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/2005/m_kaizoku_guide.html)
- 12 APEC貿易担当大臣会合議長声明  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/2006/boeki\\_sm.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/2006/boeki_sm.html)
- 13 “The Lyon Declaration”, Second Global Congress on Combating Counterfeiting and Piracy <http://www.interpol.int/Public/FinancialCrime/IntellectualProperty/Meeting/2ndGlobalCongress20051114/LyonDeclaration.asp>
- 14 知的財産保護協力・能力構築支援戦略  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/mohouhin/kettei/050615senryaku.pdf>
- 15 平成17年度インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会報告書  
<http://www2.accsjp.or.jp/news/pdf/060605.pdf>
- 16 「電子商取引に関する準則」の改訂・公表について  
[http://www.meti.go.jp/press/20060201002/junsoku\\_kaitei-set.pdf](http://www.meti.go.jp/press/20060201002/junsoku_kaitei-set.pdf)
- 17 政府模倣品・海賊版対策総合窓口  
<http://www.meti.go.jp/policy/ipr/index.html>
- 18 政府模倣品・海賊版総合窓口年次報告書  
<http://www.meti.go.jp/press/20060616004/20060616004.html>
- 19 東京都知的財産総合センター  
<http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/>
- 20 大阪府立特許情報センター  
<http://www.o-pic.jp/>
- 21 知財駆け込み寺  
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chizai/060628kakekomi.htm>
- 22 「知的財産に関する特別世論調査」内閣府2004年8月  
<http://www8.cao.go.jp/survey/tokubetu/h16-chizai.pdf>